



鳥取県公報

平成17年 3月31日(木)
号外第68号

毎週火・金曜日発行

目 次

規 則	鳥取県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則 (51) (林政課)	2
	森林病虫害等防除法施行細則の一部を改正する規則 (52) (森林保全課)	12
	林業種苗法施行細則の一部を改正する規則 (53) (")	13
	鳥取県漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則 (54) (水産課)	17
	鳥取県漁業経営安定資金利子補給規則の一部を改正する規則 (55) (")	18
	鳥取県境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (56) (")	19
	鳥取県建設工事執行規則の一部を改正する規則 (57) (管理課)	23

———公布された規則のあらまし———

鳥取県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

- 1 林業・木材産業改善資金の貸付方法について、県が直接林業事業者等へ貸し付ける方法を廃止することとした。
- 2 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 3 施行期日等
 - (1) この規則は、平成17年4月1日から施行することとした。
 - (2) 所要の経過措置を講ずることとした。

森林病虫害等防除法施行細則の一部を改正する規則

- 1 森林病虫害等の駆除措置の実施前に、当該措置実施の届出を行うこととする事とした。(第2条関係)
- 2 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 3 この規則は、公布の日から施行することとした。

林業種苗法施行細則の一部を改正する規則

- 1 知事が育種母樹、普通母樹等の指定採取源を指定したとき、又は種穂の採取を禁止したときにこれを表示する標識を設置する旨の規定を加えることとした。(第2条、新第6条関係)
- 2 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 3 この規則は、公布の日から施行することとした。

鳥取県漁業経営安定資金利子補給規則の一部を改正する規則

- 1 漁船等の補修に必要な資金に係る償還期間を3年以内(現行 1年以内)に延長することとした。(第2条関係)
- 2 その他所要の規定の整備を行うこととした。

3 施行期日等

- (1) 1は平成17年4月1日から、2は国の補助金等の整理及び合理化等に伴う農業近代化資金助成法等の一部を改正する等の法律の施行の日から施行することとした。
- (2) 所要の経過措置を講ずることとした。

鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

- 1 知事が鳥取県営境港水産物地方卸売市場市場外での情報通信の技術を利用する取引方法による水産物の卸売の承認をしない場合について定めることとした。(新第24条関係)
- 2 卸売業者が、毎開場日、その日の卸売のための販売の開始時刻までに又は終了後速やかに知事に報告しなければならない事項に、その日の主要な品目の主要な産地を加えることとした。(第26条関係)
- 3 卸売業者等が行わなければならない水産物の品質管理の方法を定めることとした。(第26条の2、別表関係)
- 4 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 5 この規則は、平成17年4月1日から施行することとした。

鳥取県建設工事執行規則の一部を改正する規則

- 1 一般競争入札により請負契約を締結しようとするときに公告しなければならない事項として、入札の方法を定めることとした。(第10条関係)
- 2 電子入札の場合にあっては、入札者が入札書に記載すべき事項を電子入札ファイルに記録することをもって、入札書の提出をしたものとみなすこととした。(第12条関係)
- 3 電子入札の場合にあっては、入札者は、電子入札ファイルに記録した後は、記録した事項についてまっ消等を行うことができないこととした。(第13条関係)
- 4 入札者を公募する方法により行う指名競争入札について、必要な事項を定めることとした。(第20条関係)
- 5 工事に係る技術的な事項を提案する者を公募する方法により行う随意契約について、必要な事項を定めることとした。(第23条関係)
- 6 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 7 この規則は、平成17年4月1日から施行することとした。

規 則

鳥取県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年3月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第51号

鳥取県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

鳥取県林業・木材産業改善資金貸付規則(昭和51年鳥取県規則第53号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項(以下「移動条項」という。)に対応する同

表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「移動後条項」という。）が存在する場合には、当該移動条項を当該移動後条項とし、移動条項に対応する移動後条項が存在しない場合には、当該移動条項（以下「削除条項」という。）を削り、移動後条項に対応する移動条項が存在しない場合には、当該移動後条項（以下「追加条項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び削除条項並びに様式の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条項並びに様式の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄中様式の表示に下線が引かれた様式（以下「移動様式」という。）に対応する同表の改正後の欄中様式の表示に下線が引かれた様式（以下「移動後様式」という。）が存在する場合には、当該移動様式を当該移動後様式とし、移動様式に対応する移動後様式が存在しない場合には、当該移動様式を削る。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、林業・木材産業改善資金助成法（昭和51年法律第42号。以下「法」という。）に基づき、林業従事者等に対して貸し付けられる林業・木材産業改善資金について必要な事項を定め、もって林業経営及び木材産業経営の健全な発展、林業生産力の増大並びに林業従事者の福祉の向上に資することを目的とする。</p> <p>(林業・木材産業改善資金の貸付け)</p> <p>第3条 県は、予算の範囲内において、林業従事者等に対する林業・木材産業改善資金の貸付けの業務を行う法第3条第2項に規定する融資機関（以下「融資機関」という。）に対して当該業務に必要な資金（以下「県貸付金」という。）を貸し付けるものとする。</p> <p>(貸付金の貸付限度額等)</p> <p>第4条 融資機関から貸し付けられる林業・木材産業改善資金（以下「貸付金」という。）の一の林業従事者等に係る貸付金の合計額の限度額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、林業・木材産業改善資金助成法（昭和51年法律第42号。以下「法」という。）に基づき、林業従事者等に対して林業・木材産業改善資金を貸し付け、もって林業経営及び木材産業経営の健全な発展、林業生産力の増大並びに林業従事者の福祉の向上に資することを目的とする。</p> <p>(林業・木材産業改善資金の貸付け)</p> <p>第3条 県は、予算の範囲内において、林業従事者等に対して林業・木材産業改善資金を貸し付けるものとする。</p> <p>2 県は、前項に規定する場合のほか、予算の範囲内において、林業従事者等に対する林業・木材産業改善資金の貸付けの業務を行う法第3条第2項に規定する融資機関（以下「融資機関」という。）に対して当該業務に必要な資金（以下「県貸付金」という。）を貸し付けるものとする。</p> <p>(貸付金の貸付限度額等)</p> <p>第4条 県又は融資機関から貸し付けられる林業・木材産業改善資金（以下「貸付金」という。）の一の林業従事者等に係る貸付金の合計額の限度額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定</p>

(木材産業に係る林業・木材産業改善措置を実施する場合にあっては、それぞれ1億円)とする。ただし、知事が、林業経営若しくは木材産業経営の改善又は林業労働に係る労働災害の防止若しくは林業労働に従事する者の確保を図るために必要があると認める場合において農林水産大臣と協議した場合には、当該協議をして定めた額とする。

(1)～(3) 略

2 略

第6条 削除

(貸付資格の認定の申請)

第7条 貸付金の貸付けを受けようとする者(以下「申請者」という。)は、法第7条第1項の林業・木材産業改善措置に関する計画(以下「林業・木材産業改善措置計画」という。)を作成し、これを林業・木材産業改善資金貸付資格認定申請書(様式第1号。以下「貸付資格認定申請書」という。)に添え、知

める額(木材産業に係る林業・木材産業改善措置を実施する場合にあっては、それぞれ1億円)とする。ただし、知事が、林業経営若しくは木材産業経営の改善又は林業労働に係る労働災害の防止若しくは林業労働に従事する者の確保を図るために必要があると認める場合において農林水産大臣と協議した場合には、当該協議をして定めた額とする。

(1)～(3) 略

2 略

(担保又は保証人)

第6条 県から貸付金の貸付けを受けようとする者(以下「県貸付申請者」という。)は、知事が適当と認める物件を担保に供し、又は知事が別に定める数の連帯保証人を立てなければならない。ただし、林業・木材産業改善資金助成法施行令(昭和51年政令第131号)第5条各号に掲げる者については、この限りでない。

2 県貸付申請者が林業従事者等の組織する団体である場合において連帯保証人を立てるときは、その構成員のうち当該借受けによって受益する者(その者が特定されないときは、当該団体の理事その他の役員)が、当該団体の連帯保証人とならなければならない。

3 知事は、貸付金に係る債権を保全するため必要があると認めるときは、県から貸付金の貸付けを受けた者(以下「県借受者」という。)に対して、連帯保証人の追加若しくは交替又は担保に供する物件の追加若しくは変更を求めることができる。

4 融資機関から貸付金の貸付けを受けようとする者(以下「融資機関貸付申請者」という。)は、独立行政法人農林漁業信用基金による保証を受け、又は融資機関が确实と認める前3項の規定に準ずる担保を提供し、若しくは連帯保証人を立てなければならない。

(貸付資格の認定の申請)

第7条 県貸付申請者及び融資機関貸付申請者(以下「申請者」という。)は、法第7条第1項の林業・木材産業改善措置に関する計画(以下「林業・木材産業改善措置計画」という。)を作成し、これを林業・木材産業改善資金貸付資格認定申請書(様式第1号。以下「貸付資格認定申請書」という。)に添え、2

事に提出しなければならない。

(貸付資格の認定)

第8条 知事は、前条の規定による申請があったときは、林業・木材産業改善措置計画の内容が知事が別に定める要件に該当し、かつ、申請者（その者が団体である場合には、その団体又はその団体を構成する者）が当該申請に係る林業・木材産業改善資金をもって林業・木材産業改善措置を実施することにより、その経営を改善し、又は林業労働に係る労働災害の防止若しくは林業労働に従事する者の確保を図る見込みがあると認めたときに、認定を行うものとする。

2 略

(貸付けの申請)

第9条 申請者は、貸付金の貸付けを受けようとするときは、前条第1項の規定による認定ごとに融資機関に借入申込書を提出しなければならない。この場合において、申請者は、融資機関に前条第2項の規定による認定の通知を提示して、その確認を受けなければならない。

2 融資機関は、県貸付金の貸付けを受けようとするときは、前項の規定による申請ごとに、林業・木材産業改善資金県貸付金貸付申請書（様式第2号）を知事に提出しなければならない。

3 略

(貸付けの決定)

第10条 知事は、前条第2項の規定による申請があったときは、速やかに、これを審査し、県貸付金を貸し付けることが適当であると認めたときは、貸付けの決定を行うものとする。

通を、当該貸付けに係る事業の主たる事業地を所管する総合事務所農林局又は地方農林振興局（以下「経由機関」という。）を経由して、知事に提出しなければならない。

2 融資機関貸付申請者は、前項の規定による申請を行う際には、融資機関に借入申込書を提出した上で、貸付資格認定申請書に当該借入申込書の写しを添えて提出しなければならない。

(貸付資格の認定)

第8条 知事は、前条第1項の規定による申請があったときは、林業・木材産業改善措置計画の内容が知事が別に定める要件に該当し、かつ、申請者（その者が団体である場合には、その団体又はその団体を構成する者）が当該申請に係る林業・木材産業改善資金をもって林業・木材産業改善措置を実施することにより、その経営を改善し、又は林業労働に係る労働災害の防止若しくは林業労働に従事する者の確保を図る見込みがあると認めたときに、認定を行うものとする。

2 略

3 知事は、融資機関貸付申請者に係る第1項の認定の可否を当該融資機関に通知するものとする。

(貸付けの申請)

第9条 県貸付申請者は、林業・木材産業改善資金貸付申請書（様式第2号）2通を、経由機関を経由して、知事に提出しなければならない。この場合において、当該申請書の提出は、第7条第1項の規定による申請と併せて行うものとする。

2 融資機関は、県貸付金の貸付けを受けようとするときは、林業・木材産業改善資金県貸付金貸付申請書（様式第3号）を知事に提出しなければならない。

3 略

(貸付けの決定)

第10条 知事は、前条第1項又は第2項の規定による申請があったときは、速やかに、これを審査し、貸し付けることが適当であると認めたときは、貸付けの決定を行うものとする。この場合において、前条第1項の規定による申請に係る審査については、第8条第1項の規定による貸付資格の認定に係る審査と併せて行うものとする。

2 知事は、前項の決定の可否を融資機関に通知するものとする。

3 融資機関は、前項の通知を受けたときは、速やかに、その旨を申請者に通知しなければならない。

(貸付金の貸付け)

第11条 融資機関は、県貸付金の交付を受けようとするときは、林業・木材産業改善資金県貸付金支払請求書(様式第3号)を知事に提出しなければならない。

2 略

3 融資機関は、前項の規定による交付を受けたときは、速やかに、申請者に林業・木材産業改善資金の貸付けを行わなければならない。

(借用証書)

第12条 融資機関は、第10条第1項の規定により貸付けの決定を受けたときは、林業・木材産業改善資金県貸付金借用証書(様式第4号)を知事に提出しなければならない。

(事業の完了等)

第13条 略

2 借受者は、事業の完了後20日以内に、事業実施報告書を融資機関に提出しなければならない。

3 略

(期限前償還)

第14条 融資機関は、借受者が次の各号のいずれかに該当するときは、支払期前に、当該借受者に対し、いつでも貸付金の全部又は一部の償還を請求することができる。

(1)～(3) 略

2 略

2 知事は、前項の決定の可否を県貸付申請者又は融資機関に通知するものとする。

3 前項の場合において、県貸付申請者に対する通知については、第8条第2項の通知と併せて行うものとする。

(融資機関の貸付け)

第11条 融資機関は、県貸付金の交付を受けようとするときは、林業・木材産業改善資金県貸付金支払請求書(様式第4号)を知事に提出しなければならない。

2 略

3 融資機関は、前項の規定による交付を受けたときは、速やかに、融資機関貸付申請者に林業・木材産業改善資金の貸付けを行わなければならない。

(借用証書)

第12条 県貸付申請者は、第10条第1項の規定により貸付けの決定を受けたときは、林業・木材産業改善資金借用証書(様式第5号)を知事に提出しなければならない。

2 融資機関は、第10条第1項の規定により貸付けの決定を受けたときは、林業・木材産業改善資金県貸付金借用証書(様式第6号)を知事に提出しなければならない。

3 第1項の借用証書には、県貸付申請者及び連帯保証人に係る印鑑証明書を添付しなければならない。

(事業の完了等)

第13条 略

2 借受者は、事業の完了後20日以内に、事業実施報告書2通を、県借受者にあっては経由機関を経由して知事に、融資機関借受者にあっては当該融資機関に提出しなければならない。

3 略

(期限前償還)

第14条 知事又は融資機関は、借受者が次の各号のいずれかに該当するときは、支払期前に、当該借受者に対し、いつでも貸付金の全部又は一部の償還を請求することができる。

(1)～(3) 略

2 略

(支払の猶予)

第15条 融資機関は、次に掲げる理由により貸付金の償還が著しく困難であると認められるときは、知事の承認を得て、償還金の支払を猶予することができる。

(1)及び(2) 略

(支払猶予の申請)

第16条 前条の規定による償還金の支払の猶予を受けようとする借受者は、支払の猶予を必要とする理由を証明する書類を添え、支払期日(分割支払の場合の各支払期日を含む。以下同じ。)の30日前までに融資機関に申請しなければならない。

- 2 融資機関は、前項の規定による支払猶予の申請が適当であると認めるときは、速やかに、林業・木材産業改善資金県貸付金支払猶予承認申請書(様式第5号)により、知事の承認を得なければならない。
- 3 前項の申請書には、第1項の規定により各林業従事者等から提出のあった書類の写しを添付しなければならない。

(支払猶予の承認)

第17条 知事は、前条第2項の規定による承認の申請があったときは、速やかに、これを審査し、支払を猶予することが適当であると認めるときは、支払の猶予の承認を行うものとする。

- 2 知事は、前項の規定により支払の猶予の承認を行ったときは、その旨を融資機関に通知するものとする。
- 3 融資機関は、前項の通知を受けたときは、償還金の支払の猶予を行うものとし、その旨を申請を行った借受者に通知しなければならない。
- 4 知事は、第1項の承認を行ったときは、当該承認に係る償還金について、当該償還金に係る支払の猶予の期間と同一の期間、融資機関の償還を猶予する。

(違約金)

第18条 融資機関は、借受者が支払期日(第15条の規定による支払の猶予を受けている場合は、支払猶予期間満了の日をいう。)に償還金又は第14条第1項

(支払の猶予)

第15条 知事は、次に掲げる理由により貸付金の償還が著しく困難であると認められるときは、償還金の支払を猶予することができる。

(1)及び(2) 略

(支払猶予の申請)

第16条 前条の規定による償還金の支払の猶予を受けようとする借受者は、林業・木材産業改善資金支払猶予申請書(様式第7号)に支払の猶予を必要とする理由を証明する書類を添え、2通を、支払期日(分割支払の場合の各支払期日を含む。以下同じ。)の30日前までに、県借受者にあつては經由機関を經由して知事に、融資機関借受者にあつては当該融資機関に提出しなければならない。

- 2 融資機関は、前項の規定による支払猶予の申請があつたときは、速やかに、林業・木材産業改善資金県貸付金支払猶予申請書(様式第8号)を知事に提出しなければならない。
- 3 前項の申請書には、各林業従事者等から提出のあった林業・木材産業改善資金支払猶予申請書の写しを添付しなければならない。

(支払猶予の決定)

第17条 知事は、前条第1項又は第2項の規定による申請があつたときは、速やかに、これを審査し、支払を猶予することが適当であると認めるときは、支払の猶予の決定を行うものとする。

- 2 知事は、前項の規定により支払の猶予の決定を行ったときは、その旨を申請を行った県借受者又は融資機関に通知するものとする。
- 3 融資機関は、前項の通知を受けたときは、速やかに、その旨を申請を行った融資機関借受者に通知しなければならない。

(違約金)

第18条 知事又は融資機関は、借受者が支払期日に償還金又は第14条の規定により償還をすべき金額を支払わなかったときは、延滞金額につき年12.25パー

の規定により償還をすべき金額を支払わなかったときは、延滞金額につき年12.25パーセントの割合でもって支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した違約金を徴収するものとする。

2 知事は、融資機関が支払期日（前条第4項の規定による支払の猶予を受けている場合は、支払猶予期間満了の日をいう。）に償還金又は第14条第2項の規定により償還をすべき金額を支払わなかったときは、延滞金額につき年12.25パーセントの割合でもって支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した違約金を徴収するものとする。

3 前2項に定める違約金の計算につき前2項に定める年当たりの割合は、閏年^{じゆん}の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(雑則)

第19条 略

様式第1号（第7条関係）

林業・木材産業改善資金貸付資格認定申請書

職 氏 名 様

林業・木材産業改善資金の貸付資格の認定を受けたいので、鳥取県林業・木材産業改善資金貸付規則第7条の規定により林業・木材産業改善措置に関する計画を添えて申請します。

年 月 日

郵 便 番 号

住 所

(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

申 請 者 ふ り が な

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電 話 番 号

印

セントの割合でもって支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した違約金を徴収するものとする。

2 融資機関は、前項の規定により違約金を徴収したときは、速やかに、徴収した金額を県に納付するものとする。ただし、融資機関が県貸付金の償還を支払期日に支払っている場合は、この限りでない。

3 前項に定める違約金の計算につき同項に定める年当たりの割合は、閏年^{じゆん}の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(事務の委託)

第19条 知事は、貸付金の貸付けに係る債権についての保全及び取立てに関する事務（融資機関の行う当該事務を除く。）を鳥取県森林組合連合会に委託する。

(雑則)

第20条 略

様式第1号（第7条関係）

林業・木材産業改善資金貸付資格認定申請書

職 氏 名 様

林業・木材産業改善資金の貸付資格の認定を受けたいので、鳥取県林業・木材産業改善資金貸付規則第7条第1項の規定により林業・木材産業改善措置に関する計画を添えて申請します。

年 月 日

郵 便 番 号

住 所

(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

申 請 者 ふ り が な

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電 話 番 号

印

様式第2号（第9条関係）

林業・木材産業改善資金貸付申請書

職 氏 名 様

林業・木材産業改善資金の貸付けを受けたいので、鳥取県林業・木材産業改善資金貸付規則第9条第1項の規定により、次のとおり申請します。

年 月 日

郵 便 番 号

住 所

(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

申 請 者 ふ り が な

氏 名 印
(法人にあっては、名
称及び代表者の氏名)
電 話 番 号

整理番号																																																														
償還期間	据置期間	資金交付希望日			借り受けようとする事業費及び申請額																																																									
		事業量	事業費	申請額																																																										
年	年	月	日	千円			千円																																																							
連帯債務者	住所	氏名	印	連帯保証人	住所	氏名	印																																																							
担保物件																																																														
金融機関名 (貸付金振込預金口座)				預金名			口座番号																																																							
<table border="1"> <tr> <td rowspan="4">償還計画</td> <td colspan="10">償 還 計 画</td> </tr> <tr> <td>1年目</td> <td>2年目</td> <td>3年目</td> <td>4年目</td> <td>5年目</td> <td>6年目</td> <td>7年目</td> <td>8年目</td> <td>9年目</td> <td>10年目</td> </tr> <tr> <td>月日</td> <td>償還額</td> <td>償還額</td> <td>償還額</td> <td>償還額</td> <td>償還額</td> <td>償還額</td> <td>償還額</td> <td>償還額</td> <td>償還額</td> </tr> <tr> <td></td> <td>千円</td> <td>千円</td> <td>千円</td> <td>千円</td> <td>千円</td> <td>千円</td> <td>千円</td> <td>千円</td> <td>千円</td> </tr> <tr> <td colspan="5">事務委託機関</td> <td colspan="6">事務再委託機関</td> </tr> </table>											償還計画	償 還 計 画										1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	月日	償還額		千円	事務委託機関					事務再委託機関																					
償還計画	償 還 計 画																																																													
	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目																																																				
	月日	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額																																																				
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円																																																				
事務委託機関					事務再委託機関																																																									
申請者の概要																																																														
主たる事業所(場)の所在地																																																														
設立時期(個人にあっては、事業開始の時期)																																																														
事業の概要																																																														
資本金の額又は出資の総額																																																														
常時使用する従業者数																																																														

様式第2号(第9条関係)

林業・木材産業改善資金県貸付金貸付申請書
職 氏 名 様
鳥取県林業・木材産業改善資金貸付規則第3条に規定する林業・木材産業改善資金の貸付を実施するため、貸付金を借用したいので、同規則第9条第2項の規定により、次のとおり申請します。

年 月 日

郵便番号
主たる事務所の
所在地
借受者 名 称
代表者の氏名
電話番号

印

林業・木材産業改善資金県貸付金借入金額 円

添付書類 略

様式第3号(第11条関係) 略

様式第3号(第9条関係)

林業・木材産業改善資金県貸付金貸付申請書
職 氏 名 様
鳥取県林業・木材産業改善資金貸付規則第3条第2項に規定する林業・木材産業改善資金の貸付を実施するため、貸付金を借用したいので、同規則第9条第2項の規定により、次のとおり申請します。

年 月 日

郵便番号
住 所
借受者 名 称
代表者の氏名
電話番号

印

林業・木材産業改善資金借入金額 円

添付書類 略

様式第4号(第11条関係) 略

様式第5号(第12条関係)

(表面)

収入印紙
はり付け欄

林業・木材産業改善資金借用証書

貸付決定日	年 月 日	貸付決定番号	
資金の内容			
資金の用途			
借受者の氏名 又は名称		住所	
借入金額	支払期日及び償還額	第1回	年 月 日 千円
		第2回	年 月 日 千円
		第3回	年 月 日 千円
		第4回	年 月 日 千円
		第5回	年 月 日 千円
		第6回	年 月 日 千円
		第7回	年 月 日 千円
		第8回	年 月 日 千円
		第9回	年 月 日 千円
		第10回	年 月 日 千円
最終支払期日			
年 月 日			

本日、上記のとおり林業・木材産業改善資金を借用しました。ついては、鳥取県林業・木材産業改善資金貸付規則及び裏面特約条項を承知の上、借入金の償還は、支払期日に相違なく実行することを確約します。

年 月 日

職 氏 名 様

郵便番号

住 所

(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

借 受 者 ふ り が な

氏 名 印

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電 話 番 号

上記資金の借受けにつき、鳥取県林業・木材産業改善資金貸付規則及び裏面特約条項を承知の上、借受者と連帯して債務を負担します。

氏 名	印	住 所
計		人

添付書類 借受者及び連帯保証人に係る印鑑証明書

(裏面)

林業・木材産業改善資金借用証書特約条項

(注) 必要に応じて、特約条項を記載すること。

様式第4号 (第12条関係)

(表面)

収入印紙
はり付け欄

林業・木材産業改善資金貸付金借用証書

貸付決定日	年 月 日	貸付決定番号	
略			

本日、上記のとおり林業・木材産業改善資金貸付金を借用しました。ついては、鳥取県林業・木材産業改善資金貸付規則及び裏面特約条項を承知の上、借入金の償還は、支払期日に相違なく実行することを確約します。

年 月 日

職 氏 名 様

郵便番号

主たる事務所の

所 在 地

借 受 者 名 称

代表者の氏名

電 話 番 号

印

様式第6号 (第12条関係)

(表面)

収入印紙
はり付け欄

林業・木材産業改善資金貸付金借用証書

貸付決定日	年 月 日	貸付決定番号	
借受者の名称		主たる事務所の 所 在 地	
略			

本日、上記のとおり林業・木材産業改善資金貸付金を借用しました。ついては、鳥取県林業・木材産業改善資金貸付規則及び裏面特約条項を承知の上、借入金の償還は、支払期日に相違なく実行することを確約します。

年 月 日

職 氏 名 様

郵便番号

主たる事務所の

所 在 地

借 受 者 名 称

代表者の氏名

電 話 番 号

印

(裏面)

略

(裏面)

略

様式第7号 (第16条関係)

林業・木材産業改善資金支払猶予申請書

職 氏 名 様

年 月 日付で借用した林業・木材産業改善資金について、支払の猶予を受けたいので、鳥取県林業・木材産業改善資金貸付規則第16条第1項の規定により、次のとおり申請します。

年 月 日

郵便番号

住 所

(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

申 請 者 ふ り が な

氏 名

印

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電 話 番 号

郵 便 番 号

住 所

(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

連帯債務者 ふ り が な

氏 名

印

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電 話 番 号

郵 便 番 号

住 所

(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

連帯保証人 ふ り が な

氏 名

印

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電 話 番 号

年 月 日償還予定の償還金額 円

1 借り受けている資金

貸付決定日	貸付決定番号	借受金額	既償還額	借受残高	備考
年 月 日		円	円	円	

(変更理由)

Blank box for change reasons.

添付書類 被災等を証明する書類

2 償還計画

(変更前)

(変更後)

償還内容			
回	償還期日	償還金額	残高
1	年 月 日	円	円
2			
3			
4			
5			

償還内容			
回	償還期日	償還金額	残高
1	年 月 日	円	円
2			
3			
4			
5			

(支払猶予後の借受残高の償還方法)

Blank box for repayment method after payment suspension.

様式第5号 (第16条関係)

林業・木材産業改善資金県貸付金支払猶予承認申請書

職 氏 名 様

年 月 日付で借用した林業・木材産業改善資金県貸付金について、
支払の猶予の承認を受けたいので、鳥取県林業・木材産業改善資金貸付規則第16
条第2項の規定により、次のとおり申請します。

年 月 日

郵便番号

主たる事務所の

所在地

申請者 名 称

代表者の氏名

印

電話番号

年 月 日償還予定の償還金額

円

1及び2 略

様式第8号 (第16条関係)

林業・木材産業改善資金県貸付金支払猶予申請書

職 氏 名 様

年 月 日付で借用した林業・木材産業改善資金県貸付金について、
支払の猶予を受けたいので、鳥取県林業・木材産業改善資金貸付規則第16条第2
項の規定により、次のとおり申請します。

年 月 日

郵便番号

主たる事務所の

所在地

申請者 名 称

代表者の氏名

印

電話番号

年 月 日償還予定の償還金額

円

1及び2 略

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の鳥取県林業・木材産業改善資金貸付規則の規定により貸し付けられている
林業・木材産業改善資金については、なお従前の例による。

森林病虫害等防除法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年3月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第52号

森林病虫害等防除法施行細則の一部を改正する規則

森林病虫害等防除法施行細則(昭和25年鳥取県規則第39号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下「追加号」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(様式の表示を除く。以下「改正部分」という。)を当該改正部分
に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(追加号を除く。)に改める。

次の表の改正前の欄中様式の表示に下線が引かれた様式を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(駆除措置実施の届出)</p> <p>第2条 法第5条第1項の規定により法第3条第1項 第1号から第4号まで若しくは第6号に掲げる命令 を受けた者又は法第5条第2項若しくは第3項の規 定により命令を受けた者は、指定された期間内に命 ぜられた措置を行う前に、次の事項を記した書面に より知事に届け出るものとする。</p> <p>(1) 命令の内容</p> <p>(2) 措置の期間及び場所</p>	<p>(駆除措置実施の届出)</p> <p>第2条 法第5条第1項の規定により法第3条第1項 第1号から第4号まで若しくは第6号に掲げる命令 を受けた者又は法第5条第2項若しくは第3項の規 定により命令を受けた者は、指定された期間内に命 ぜられた措置を行ったときは、速やかに別記様式に より知事に届け出なければならない。</p>

(3) 措置数量

(4) その他別に定める事項

(補償の申請)

第4条 第2条の規定による届出をした者であって法第8条第1項の規定による補償を受けようとするものは、次の事項を記した申請書を速やかに知事に提出するものとする。

(1) 命令の内容

(2) 措置の期間及び場所

(3) 措置数量

(4) 措置に要した費用

(5) その他別に定める事項

(補償の申請)

第4条 第2条の規定による届出をした者であって法第8条第1項の規定による補償を受けようとするものは当該届出をもって同条第3項の規定による申請書の提出に代えることができる。

(別記様式)

松くい虫等駆除実施届出書

命ぜられた措置の内容	森林(伐採跡地を含む)の面積	樹木若しくは伐採木等の本数又は伐採跡地の根株数	樹木又は伐採木等の材積	
実施区域又は場所	実施期間	実施に要した費用		
		使用延 人夫数	賃金 単価	金額

上記御届け致します。

年 月 日

住 所

氏 名

印

鳥取県知事 様

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

林業種苗法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年 3月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第53号

林業種苗法施行細則の一部を改正する規則

林業種苗法施行細則(昭和46年鳥取県規則第14号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「移動条項」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「移動後条項」という。）が存在する場合には、当該移動条項を当該移動後条項とし、移動条項に対応する移動後条項が存在しない場合には、当該移動条項（以下「削除条項」という。）を削り、移動後条項に対応する移動条項が存在しない場合には当該移動後条項（以下「追加条項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示、削除条項及び様式の表示を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示、追加条項及び様式の表示を除く。）に改める。

次の表の改正前の欄中様式の表示に下線が引かれた様式（以下「移動様式」という。）に対応する次の表の改正後の欄中様式の表示に下線が引かれた様式（以下「移動後様式」という。）が存在する場合には、当該移動様式を当該移動後様式とし、移動様式に対応する移動後様式が存在しない場合には、当該移動様式を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(指定採取源の指定の標識)</p> <p>第2条 <u>知事は、法第3条第1項の規定により育種母樹若しくは育種母樹林又は普通母樹若しくは普通母樹林を指定したときは、これを表示する標識を設置するものとする。</u></p> <p>2 <u>前項の標識は、様式第1号によるものとする。</u></p>	<p>(指定採取源の指定の標識)</p> <p>第2条 <u>省令第3条の標識は、様式第1号によるものとする。</u></p>
<p>(受講の申込み)</p> <p>第3条 <u>法第10条第3項第3号イの講習会における講習を受けようとする者は、生産事業者講習受講申込書（様式第2号）を知事に提出しなければならない。</u></p>	<p>(誓約書)</p> <p>第3条 <u>省令第10条第1項第3号の書面は、様式第2号によるものとする。</u></p>
<p>(受講の申込み)</p> <p>第3条 <u>法第10条第3項第3号イの講習会における講習を受けようとする者は、生産事業者講習受講申込書（様式第2号）を知事に提出しなければならない。</u></p>	<p>(受講の申込み)</p> <p>第4条 <u>法第10条第3項第3号イの講習会における講習を受けようとする者は、生産事業者講習受講申込書（様式第3号）を知事に提出しなければならない。</u></p>
<p>(受講の申込み)</p> <p>第3条 <u>法第10条第3項第3号イの講習会における講習を受けようとする者は、生産事業者講習受講申込書（様式第2号）を知事に提出しなければならない。</u></p>	<p>(修了証明書)</p> <p>第5条 <u>法第11条第2項の修了証明書は、様式第4号によるものとする。</u></p>
<p>(受講の申込み)</p> <p>第3条 <u>法第10条第3項第3号イの講習会における講習を受けようとする者は、生産事業者講習受講申込書（様式第2号）を知事に提出しなければならない。</u></p>	<p>(表示書)</p> <p>第6条 <u>法第18条第1項ただし書の書面は、生産事業者表示書（様式第5号）に、同条第2項ただし書の書面は、配布事業者表示書（様式第6号）によるものとする。</u></p>
<p>(種苗の証明の申請)</p> <p>第4条 <u>省令第23条に規定する証明の申請は、種苗証明申請書（様式第3号）を提出してしなければならない。</u></p>	<p>(種苗の証明の申請)</p> <p>第7条 <u>省令第23条第1項に規定する証明の申請は、種苗証明申請書（様式第7号）を提出してしなければならない。</u></p>

(種子を採取すべき時期)

第5条 略

(種穂の採取の禁止の標識)

第6条 知事は、法第23条の規定により種穂の採取を禁止したときは、これを表示する標識を設置するものとする。

2 前項の標識は、様式第4号によるものとする。

(書面の經由)

第7条 略

様式第2号 略

(種子を採取すべき時期)

第8条 略

(種穂の採取の禁止の標識)

第9条 省令第28条第3項の標識は、様式第8号によるものとする。

(書面の經由)

第10条 略

様式第2号

誓 約 書

職 氏 名 様

わたくしは、林業種苗法第10条の規定による生産事業者の登録の申請に当たり、同法同条第3項各号の一に該当する者でないことを誓約します。

年 月 日

住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者の氏名

印

様式第3号 略

様式第4号

第 号

生産事業者講習修了証明書

住所 都道 市 町 大字 番地
 府県 郡 村

(ふりがな)

氏 名

生年月日 年 月 日生

1 受講期日

2 受講場所

上記のとおり、林業種苗法第10条第3項第3号イの講習会における講習を受け、その課程を修了したことを証明します。

年 月 日

職 氏 名 印

様式第5号

(種穂の場合)

生産事業者表示書	
種穂の樹種	
種穂の採取場所	
指定採取源の種別及び指定番号	
種穂の採取年月日	
種穂の数量	
生産事業者の氏名又は名称及び住所又は所在地	

(苗木の場合)

生産事業者表示書	
苗木の樹種	
苗木に係る種穂の採取場所	
指定採取源の種別及び指定番号	
苗木の育成場所	
苗木の数量	
苗木の苗令	
生産事業者の氏名又は名称及び住所又は所在地	

様式第6号

(種穂の場合)

配布事業者表示書	
種穂の樹種	
種穂の採取場所	
指定採取源の種別及び指定番号	
種穂の採取年月日	
種穂の数量	
配布事業者の氏名又は名称及び住所又は所在地	
生産事業者の氏名又は名称及び住所又は所在地	

(苗木の場合)

配布事業者表示書	
苗木の樹種	
苗木に係る種穂の採取場所	
指定採取源の種別及び指定番号	

苗木の育成場所	
苗木の数量	
苗木の苗令	
配布事業者の氏名又は名称及び住所又は所在地	
生産事業者の氏名又は名称及び住所又は所在地	

様式第 3 号

収入証紙 はり付け欄	種苗証明申請書
職 氏 名様	
<p>林業種苗法第20条第 2 項の証明を受けたいので、 林業種苗法施行規則第23条の規定に基づき、下記 のとおり申請します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日 登録番号 住所又は所在地 氏名又は名称及 び代表者の氏名 記</p>	
略	

様式第 4 号 略

様式第 7 号

収入証紙 はりつけ欄	種苗証明申請書
職 氏 名様	
<p>林業種苗法第20条第 1 項の証明を受けたいので、 林業種苗法施行規則第23条第 1 項の規定に基づき、 下記のとおり申請します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日 登録番号 住所又は所在地 氏名又は名称及 び代表者の氏名 記</p>	
略	

様式第 8 号 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年 3月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第54号

鳥取県漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則

鳥取県漁業近代化資金利子補給規則（昭和44年鳥取県規則第61号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(利子補給金の交付)</p> <p>第1条 県は、漁業者等に対する長期かつ低利の施設資金の融資の円滑化を図るため、<u>漁業近代化資金融通法</u>（昭和44年法律第52号。以下「法」という。）第2条第3項に規定する漁業近代化資金（以下「漁業近代化資金」という。）を貸し付ける法第2条第2項に規定する融資機関（以下「融資機関」という。）に対し、この規則の定めるところにより、漁業近代化資金に係る利子補給金を交付するものとする。</p> <p>別表（第2条関係）</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 有線放送施設その他の漁村における環境の整備のため必要な施設であって知事が定めるものの改良、造成又は取得に必要な資金（法第2条第1項第6号から第10号までに掲げる者（同項第10号に掲げる者にあつては、<u>漁業近代化資金融通法施行令</u>（昭和44年政令第209号）第5条に規定する団体を除く。）に貸し付けられるものに限る。</p> <p>(8) 略</p>	<p>(利子補給金の交付)</p> <p>第1条 県は、漁業者等に対する長期かつ低利の施設資金の融資の円滑化を図るため、<u>漁業近代化資金助成法</u>（昭和44年法律第52号。以下「法」という。）第2条第3項に規定する漁業近代化資金（以下「漁業近代化資金」という。）を貸し付ける法第2条第2項に規定する融資機関（以下「融資機関」という。）に対し、この規則の定めるところにより、漁業近代化資金に係る利子補給金を交付するものとする。</p> <p>別表（第2条関係）</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 有線放送施設その他の漁村における環境の整備のため必要な施設であつて知事が定めるものの改良、造成又は取得に必要な資金（法第2条第1項第6号から第10号までに掲げる者（同項第10号に掲げる者にあつては、<u>漁業近代化資金助成法施行令</u>（昭和44年政令第209号）第5条に規定する団体を除く。）に貸し付けられるものに限る。</p> <p>(8) 略</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、国の補助金等の整理及び合理化等に伴う農業近代化資金助成法等の一部を改正する等の法律（平成17年法律第16号）の施行の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行前に、改正前の鳥取県漁業近代化資金利子補給規則第3条の規定による利子補給契約に基づき利子補給について知事の承諾の行われている漁業近代化資金については、改正後の鳥取県漁業近代化資金利子補給規則（以下「新規則」という。）第3条の規定により利子補給について知事の承諾が行われたものとみなして新規則の規定を適用する。

鳥取県漁業経営安定資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年3月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第55号

鳥取県漁業経営安定資金利子補給規則の一部を改正する規則

鳥取県漁業経営安定資金利子補給規則（昭和56年鳥取県規則第50号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前																					
<p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 この規則において「漁業経営安定資金」とは、漁業者等の経営の安定に資するため、融資機関が漁業者等に対して貸し付ける資金で別表に掲げるもののうち、次の各号に該当するものをいう。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 償還期間及び据置期間が、次の表の左欄に掲げる資金の種類に応じ、同表の中欄及び右欄に掲げる期間のものであること。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">資金の種類</th> <th style="text-align: center;">償還期間</th> <th style="text-align: center;">据置期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">別表第1号の資金</td> <td style="text-align: center;">3年以内</td> <td style="text-align: center;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">別表第5号の資金</td> <td style="text-align: center;">5年以内</td> <td style="text-align: center;">1年以内</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 略</p> <p>別表(第2条関係)</p> <p>(1)~(6) 略</p> <p>(7) <u>漁業近代化資金融通法</u>(昭和44年法律第52号)第2条第3項に規定する漁業近代化資金(以下「漁業近代化資金」という。)を借り受けた者が、水産加工業用施設(当該施設の用に供する土地を含む。)の取得をするために必要な資金(漁業近代化資金に相当する金額を除く。)</p> <p>(8) 略</p>	資金の種類	償還期間	据置期間	別表第1号の資金	3年以内		別表第5号の資金	5年以内	1年以内	略			<p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 この規則において「漁業経営安定資金」とは、漁業者等の経営の安定に資するため、融資機関が漁業者等に対して貸し付ける資金で別表に掲げるもののうち、次の各号に該当するものをいう。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 償還期間及び据置期間が、次の表の左欄に掲げる資金の種類に応じ、同表の中欄及び右欄に掲げる期間のものであること。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">資金の種類</th> <th style="text-align: center;">償還期間</th> <th style="text-align: center;">据置期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">別表第5号の資金</td> <td style="text-align: center;">5年以内</td> <td style="text-align: center;">1年以内</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 略</p> <p>別表(第2条関係)</p> <p>(1)~(6) 略</p> <p>(7) <u>漁業近代化資金助成法</u>(昭和44年法律第52号)第2条第3項に規定する漁業近代化資金(以下「漁業近代化資金」という。)を借り受けた者が、水産加工業用施設(当該施設の用に供する土地を含む。)の取得をするために必要な資金(漁業近代化資金に相当する金額を除く。)</p> <p>(8) 略</p>	資金の種類	償還期間	据置期間	別表第5号の資金	5年以内	1年以内	略		
資金の種類	償還期間	据置期間																				
別表第1号の資金	3年以内																					
別表第5号の資金	5年以内	1年以内																				
略																						
資金の種類	償還期間	据置期間																				
別表第5号の資金	5年以内	1年以内																				
略																						

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。ただし、別表の改正は、国の補助金等の整理及び合理化等に伴う農業近代化資金助成法等の一部を改正する等の法律(平成17年法律第16号)の施行の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則(別表の改正部分に限る。)の施行前に、改正前の鳥取県漁業経営安定資金利子補給規則(以下「旧規則」という。)第3条第1項の規定による利子補給契約に基づき利子補給について知事の承諾が行われている漁業経営安定資金(旧規則別表第7号の資金に限る。)については、改正後の鳥取県漁業経営安定資金利子補給規則(以下「新規則」という。)第3条第1項の規定により利子補給について知事の承諾が行われたものとみなして新規則の規定を適用する。

3 この規則の施行前に、旧規則第3条第1項の規定による利子補給契約に基づき利子補給について知事の承諾が行われている漁業経営安定資金(旧規則別表第1号の資金に限る。)については、なお従前の例による。

鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年 3月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第56号

鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例施行規則（昭和57年鳥取県規則第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「移動条項」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「移動後条項」という。）が存在する場合には、当該移動条項を当該移動後条項とし、移動条項に対応する移動後条項が存在しない場合には、当該移動条項（以下「削除条項」という。）を削り、移動後条項に対応する移動条項が存在しない場合には、当該移動後条項（以下「追加条項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中別表及び様式の表示に下線が引かれた別表及び様式（以下「削除別表等」という。）を削り、次の表の改正後の欄中別表及び様式の表示に下線が引かれた別表及び様式（以下「追加別表等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び削除条項並びに削除別表等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条項並びに追加別表等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(卸売ができる市場外の場所の指定の申出) <u>第23条 条例第21条ただし書の規定による水産物の卸売をする場所の指定を受けようとする卸売業者は、</u></p>	<p>(自己の計算により卸売ができる特別の事情等) <u>第23条 条例第21条ただし書の規則で定める特別の事情がある場合は、次に掲げる場合とする。</u> <u>(1) 出荷者の計算において行う卸売の方法によっては水産物の出荷を受けることが著しく困難なとき。</u> <u>(2) 卸売業者と仲卸業者又は売買参加者との間においてあらかじめ締結した契約に基づき、水産物を確保する必要があるためその水産物の出荷を受けるとき。</u> <u>(3) 供給の安定を図るため保管し、又は貯蔵する必要がある水産物の出荷を受けるとき。</u> <u>2 条例第21条ただし書の規定による承認を受けようとする卸売業者は、自己計算による卸売承認申請書(様式第12号)を知事に提出しなければならない。</u></p> <p>(卸売ができる市場外の場所の指定の申出) <u>第24条 条例第22条ただし書の規定による指定を受けようとする卸売業者は、市場外保管場所指定申出書</u></p>

市場外保管場所指定申出書（様式第13号）を知事に提出しなければならない。

（情報通信の技術を利用する取引方法による市場外にある水産物の卸売の承認）

第24条 知事は、次の各号に掲げる卸売については、条例第21条ただし書に規定する情報通信の技術を利用する取引方法による水産物の卸売の承認を行わないものとする。

- （1） 冷凍鯨肉以外の冷凍水産物及び生鮮水産物の加工品（湯煮又は焼き干したものを除く。）で、一定の規格を有するため現物を見なくても適正に取引することが可能な水産物以外の水産物に係る卸売
- （2） 当該取引に参加する仲卸業者及び売買参加者について制限のある卸売
- （3） 物品の引渡方法が定められていない卸売

（卸売予定数量等の報告）

第26条 条例第30条第1項及び第2項の規則で定める事項は、その日の主要な品目の主要な産地とする。

2 条例第30条第3項の規定による報告は、卸売業者にあつては翌月5日までに、仲卸業者にあつては翌月10日までに、取扱状況報告書（様式第15号）を提出してしなければならない。

（水産物の品質管理の方法）

第26条の2 条例第35条の2に規定する規則で定める水産物の品質管理の方法は、別表のとおりとする。

別表（第26条の2関係）

- 1 水産物は、その多くが生食されることを念頭におき、常に衛生的に取り扱うこと。
- 2 水産物は、市場内においては適切な温度及び状態で保管すること。
- 3 市場内は、常に清潔にし、衛生上支障のないよう保持するとともに、不要な物品等を置かないこと。
- 4 水産物は、衛生的な容器に収納し、床に直置きしないこと。
- 5 卸売業者は、常に水産物の鮮度等を確認し、不

（様式第13号）を知事に提出しなければならない。

（卸売予定数量等の報告）

第26条 条例第30条第3項の規定による報告は、卸売業者にあつては翌月5日までに、仲卸業者にあつては翌月10日までに、取扱状況報告書（様式第15号）を提出してしなければならない。

適な物は排除すること。

- 6 業務上生じた廃棄物の処理は、自らが適正に行うこと。
- 7 作業前、用便後及び不潔な場所に触れた後は手指の洗浄及び消毒を行うこと。
- 8 市場内の所定の場所以外の場所で喫煙し、たんづばを吐き、又は飲食等をしないこと。
- 9 市場内へは関係者以外の者を立ち入らせないこと。
- 10 卸売業者は、品質管理責任者を定め、品質管理の推進の業務に当たらせること。
- 11 卸売業者は、市場の品質管理が適正に行われるよう、従業員に対する品質管理に係る教育に努めること。
- 12 その他、品質管理に関係する法令、開設者の指示等を遵守すること。

様式第12号 (第23条関係)

自己計算による卸売承認申請書

職 氏 名 様

鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例第21条ただし書の規定により自己計算による卸売の承認を受けたいので、下記のとおり申請します。

年 月 日

卸売業者の名称

代表者の氏名

印

記

種類	数 量	金 額	出荷者の氏名 又は名称	卸売予定日	理由
	キログラム	千円			
合計	キログラム	千円			

備考 卸売業者と仲卸業者又は売買参加者との間の契約に基づく場合は、その契約書の写しを添付すること。

様式第12号 削除

様式第13号 (第23条関係)

市場外保管場所指定申出書

様式第13号 (第24条関係)

市場外保管場所指定申出書

職 氏 名 様

鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する
条例第21条ただし書の規定により市場外保管場所の指
定を受けたいので、下記のとおり申し出ます。

年 月 日

卸売業者の名称

代表者の氏名 印

記

略

職 氏 名 様

鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する
条例第22条ただし書の規定により市場外保管場所の指
定を受けたいので、下記のとおり申し出ます。

年 月 日

卸売業者の名称

代表者の氏名 印

記

略

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

鳥取県建設工事執行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年3月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第57号

鳥取県建設工事執行規則の一部を改正する規則

鳥取県建設工事執行規則（昭和48年鳥取県規則第66号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた項（以下「移動項」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた項（以下「移動後項」という。）が存在する場合には、当該移動項を当該移動後項とし、移動後項に対する移動項が存在しない場合には、当該移動後項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(入札の公告)</p> <p>第10条 知事は、一般競争入札により請負契約を締結しようとするときは、次に掲げる事項を新聞、掲示その他の方法により公告しなければならない。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) <u>入札の方法</u></p> <p>(7) 略</p>	<p>(入札の公告)</p> <p>第10条 知事は、一般競争入札により請負契約を締結しようとするときは、次に掲げる事項を新聞、掲示その他の方法により公告しなければならない。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) <u>郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札の可否</u></p> <p>(7) 略</p>

2 略

(入札の手續)

第12条 入札者は、入札をしようとするときは、入札書（様式第2号）を作成してこれを封書にし、前条ただし書の場合以外の場合にあっては入札保証金を添えて、指定の日時までに知事に提出しなければならない。

2 電子入札（知事又はその委任を受けた者の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と入札者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織（以下「電子情報処理組織」という。）を使用する方法により行う入札をいう。以下同じ。）の場合にあっては、入札者が、入札書に記載すべき事項を知事又はその委任を受けた者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル（以下「電子入札ファイル」という。）に記録することをもって、前項の規定による入札書の提出をしたものとみなす。

3 入札者は、第三者を代理人として入札に関する行為を行わせようとするときは、あらかじめその委任状を知事に提出しなければならない。

(入札書の訂正等)

第13条 略

2 前項の規定に関わらず、電子入札の場合にあっては、入札者は、入札書に記載すべき事項を電子入札ファイルに記録した後は、当該事項についてまっ消等を行うことができない。

(予定価格)

第14条 知事は、一般競争入札に付する工事の価格を当該工事に関する設計書及び仕様書によって予定し、その予定価格を記載した書面を封書にし、開札の際これを開札の場所に置かなければならない。ただし、電子入札の場合にあっては、当該書面の作成等に代えて、予定価格を電子入札ファイルに記録するものとする。

2 略

(一般競争入札に関する規定の準用)

第20条 略

2 入札者を公募する方法により行う指名競争入札に

2 略

(入札の手續)

第12条 入札者は、入札をしようとするときは、入札書（様式第2号）を作成してこれを封書にし、入札保証金を添えて指定の日時までに知事に提出しなければならない。

2 入札者は、第三者を代理人として入札に関する行為を行なわせようとするときは、あらかじめその委任状を知事に提出しなければならない。

(入札書の訂正等)

第13条 略

(予定価格)

第14条 知事は、一般競争入札に付する工事の価格を当該工事に関する設計書及び仕様書によって予定し、その予定価格を記載した書面を封書にし、開札の際これを開札の場所に置かなければならない。

2 略

(一般競争入札に関する規定の準用)

第20条 略

については、前項に定めるもののほか、第10条第1項(第4号及び第5号を除く。)及び第2項並びに第17条の規定を準用する。

(見積書の提出)

第21条 知事は、随意契約により請負契約を締結しようとするときは、なるべく2人以上の者に見積書(様式第3号)を提出させなければならない。ただし、電子情報処理組織を使用する方法により見積りを提出させる場合にあっては、当該見積書の提出に代えて、これに記載すべき事項を電子入札ファイルに記録させるものとする。

2 略

(一般競争入札に関する規定の準用)

第23条 略

2 工事に係る技術的な事項を提案する者を公募する方法により行う随意契約については、前項に定めるもののほか、第10条第1項(第4号及び第5号を除く。)の規定を準用する。

(見積書の提出)

第21条 知事は、随意契約により請負契約を締結しようとするときは、なるべく2人以上の者に見積書(様式第3号)を提出させなければならない。

2 略

(一般競争入札に関する規定の準用)

第23条 略

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

